

平成18年 8月

第 8 回 成年後見制度の利用

稲垣 創平

成年後見制度を利用するためには、まず家庭裁判所まで足を運び申立書等の必要書類の入った「後見申立セット」を受け取ります。そして受け取った後は「成年後見制度のガイダンスビデオ（20分）」が放映されていますので、これを視聴しなければなりません。このビデオは関与先様と一緒に視聴されることをお勧め致します。なぜなら、「成年後見制度の責任の重み」というものを知ることが出来るからです。

さて必要書類を受け取ってからの手順の流れですが、基本的には下記の通りです。

(1) 申立書類の準備

準備すべき書類は、裁判所から受け取った後見申立セットの封筒の裏面に必要書類等のチェックリストがあがっていますので、それを基に準備していきます。準備すべき書類は全部で19種類あります（詳細は次回説明します）。

(2) 電話予約

(1)の書類の準備が出来ましたら電話で申立日の予約をします。

(3) 申立

(2)で予約した日に家庭裁判所調査官が成年後見人の申立人及び候補者と約2時間程面接します。要は、今回の成年後見人の候補者が成年後見人として相応しいかどうか判断する為の非常に重要な話し合いの場なのです。因みにこの面接に税理士は同席できます。

(4) 本人調査・親族調査・鑑定

(3)の申立が終われば、家庭裁判所から本人（被後見人を意味する。以下同じ）に可能な場合調査が入ります（通常、被後見人は判断能力が殆どありませんのでこの調査は省略される可能性が高いと思われます）。

同じく、本人の親族にも調査が入ります。

また、鑑定手続も開始されます。鑑定とは、本人が本当に判断能力がなく後見される必要があるのかどうかを医師によって医学的に判断してもらうための手続です。

(5) 審理

上記内容を基に、家庭裁判所が総合的に判断します。

(6) 審判確定

審判確定まで約2～3ヶ月を要します（あくまで一般論ですので、案件によっては期間に誤差があります）。

以上が審判確定までの、大まかな流れになります。

今回は(1)の申立書類の詳細についてお話しします。

上記内容は、当事務所が申立した大阪家庭裁判所の内容に基づくものであり、各裁判所によって手続内容が異なりますのでお知りおきください。